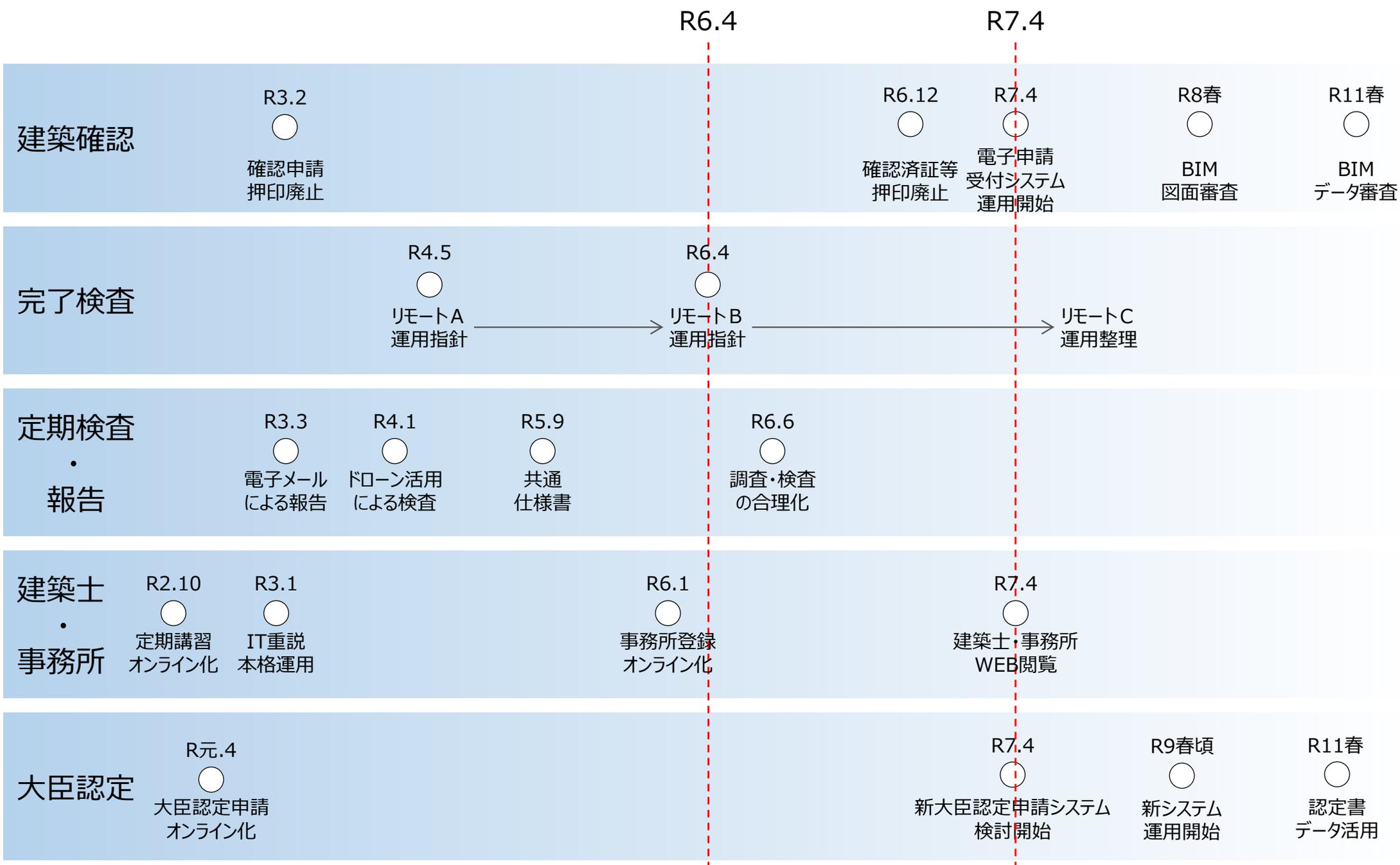


建築行政のデジタル化対応について

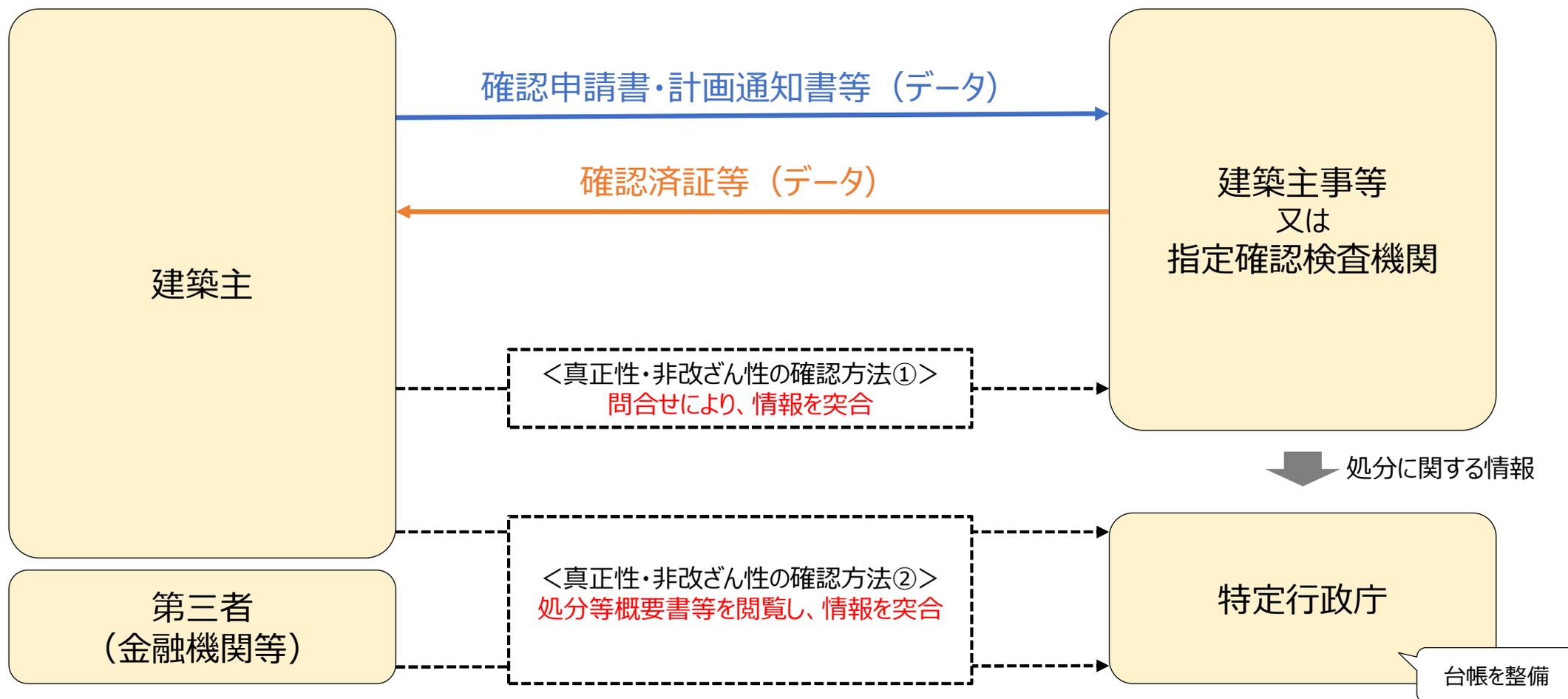
建築分野のDXの対応状況



建築確認等手続の電子化について

- 令和6年度の建築基準法施行規則の改正により、**官から民への処分通知手続（確認済証等）**で求めていた**押印を廃止**。
- 令和7年4月1日より**署名や押印をすることなく建築確認手続を電子で行うことが可能**となった。
- 押印のない確認済証等の**真正性（処分権者が行った処分であること）及び非改ざん性（通知内容が改ざんされていないこと）の確認は建築主又はその同意を得た者が交付者へ問い合わせること、又は、処分等概要書等を閲覧し情報を突合することにより可能**。

<電子による建築確認等手続の取扱いについて>



建築確認申請を行う
みなさま向け



建築確認 電子申請受付システム (クラウド版)

2025年4月～ 提供開始

業務を変える2つのポイント

- ・ **業務効率向上** 申請のために審査機関の窓口へ行く手間が省力化されます
申請書類の印刷・折り込み作業が不要になります
- ・ **省スペース化** 書類がクラウド上に保存されるため、紙での保管が不要になります

4つの特長

特長 1

申請先を選択可能



一度の利用者登録で複数の
審査機関から申請先を選択できます

特長 2

申請情報・図面データを
オンラインで送受信可能



作成した図面データを印刷せずに、
そのまま審査機関に送付できます

特長 3

審査担当者との連絡が
システム上で可能



チャット機能を通じて
審査担当者とやり取りが行えます

特長 4

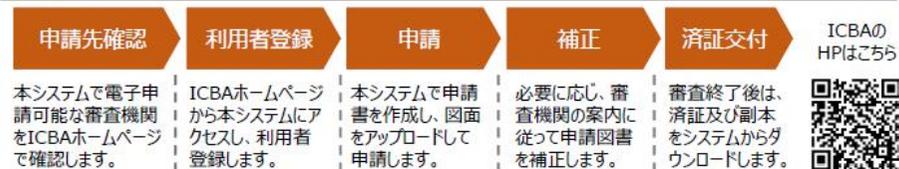
案件の管理と共有が可能



社内で複数案件を管理し、
社外の利用者とも共有可能

2025年1月版

利用の流れ



電子申請受付システムの操作画面イメージ

ID	登録日	案件名	地名地番	お知らせ	操作
001	2025/04/01	山田町新築工事	東西市南北1-1		詳細
002	2025/04/02	神楽坂集合住宅改築工事	東西市神楽坂2-2		詳細
003	2025/04/03	経子坂複合施設増築工事	甲乙区経子坂3-3		詳細
004	2025/04/04	提燈町物販店舗改修工事	甲乙区提燈町4-4		詳細
005	2025/04/05	矢来町三丁目倉庫新築工事	鶴亀市矢来町5-5		詳細

お知らせの来た案件が一目瞭然

No.	図書名(ファイル名称)	バージョン	最終アップロード日時
1	02_建築計画概要書三面.pdf	2	2025-04-05 22:08:33
2	03_委任状.pdf	1	2025-04-01 21:11:37
3	04_建築工事届.pdf	3	2025-04-05 21:11:37
4	12_大図認定書(横法).pdf	1	2025-04-01 21:11:37
5	13_大図認定書(防火).pdf	1	2025-04-01 21:11:37
6	20_設計図書表紙.pdf	1	2025-04-01 21:11:37
7	21_付近見取図.pdf	1	2025-04-01 21:11:37
8	22_配管図.pdf	1	2025-04-01 21:11:37
9	23_室内仕上表等.pdf	2	2025-04-05 21:11:37
10	24_平面図.pdf	2	2025-04-05 00:53:48
11	25_立面図・断面図.pdf	3	2025-04-05 21:11:37
12	26_部分詳細図_換気扇.pdf	1	2025-04-01 21:11:37

審査機関とのやりとりをひとまとめ

修正前後の図面を一元管理

動作環境

- ・インターネット環境、電子メール受信環境
- ・インターネット環境で動作するPC (推奨スペック: Corei5、メモリ: 8GB)
- ・ブラウザ (Edge/Chrome/Firefox) 及びPDF書き込みソフト

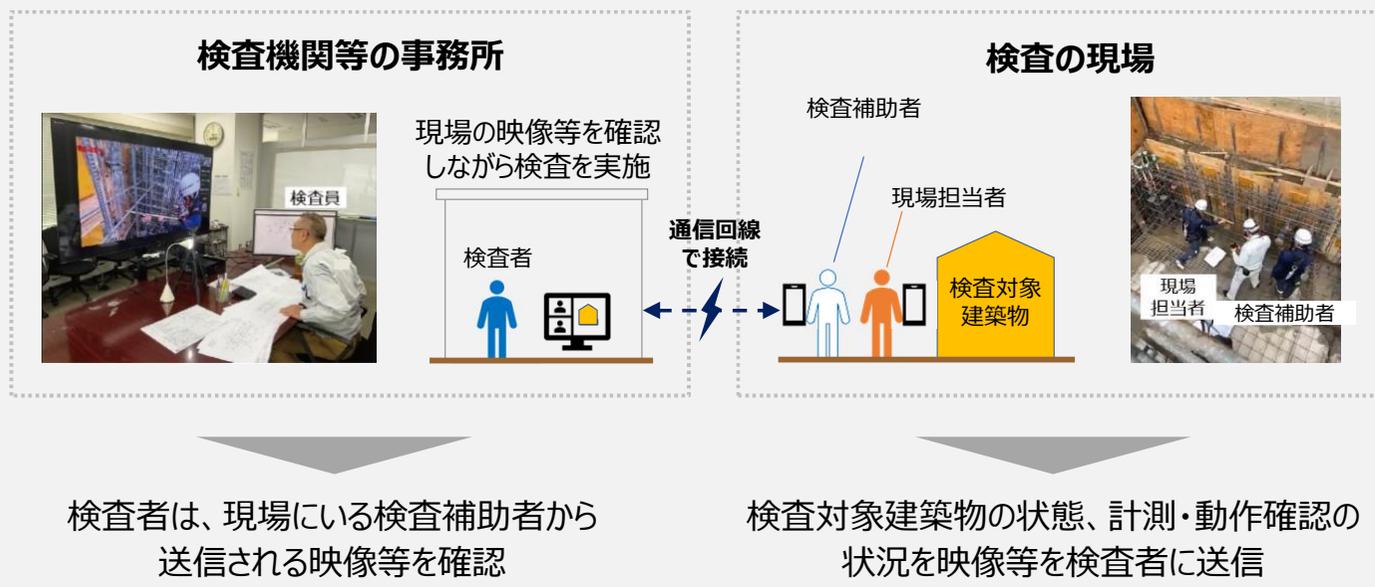
お問い合わせ先

一般財団法人 建築行政情報センター
TEL : 03-5225-7706
Mail : file-kikaku@icba.or.jp

建築基準法に基づく完了検査の遠隔実施について

- 生産年齢人口が減少する中で建築物の安全性を担保するため、デジタル技術も活用しつつ、持続可能な審査・検査体制の確保が求められる。
- 建築基準法に基づく完了検査等について、建築主事等がリモートで検査を行うことにより、移動時間の削減や一日当たりの検査箇所数の増等が可能となり、生産性向上や働き方改革に資すると期待される。
- 建築基準法上リモート検査は可能であるが、実施にあたっての基本的な考え方を運用指針として公表することで、実施に向けた環境整備を行う。

<完了検査等のリモート実施のイメージ>



<リモート検査のメリット>

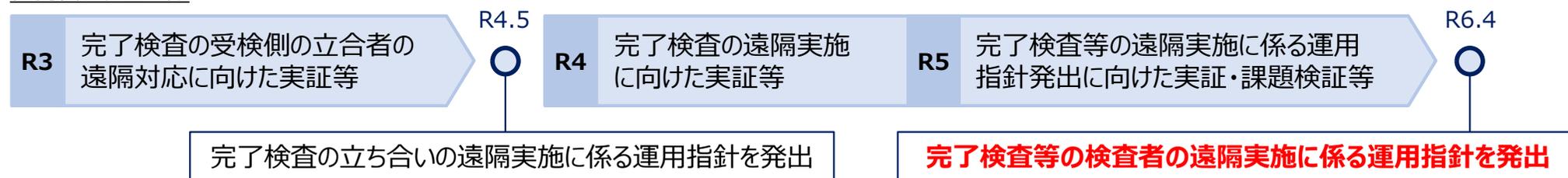
- ・移動時間の削減
- ・1日当たりの検査箇所数の増



- ・在宅での検査も可能に



検討スケジュール



新技術を活用した調査・検査の合理化について

令和6年6月28日公布 令和7年7月1日施行

「目視により確認する」とされている調査・検査項目について、センサー等新技術を活用することにより合理的な調査・検査を可能にする。

○課題

- 調査・検査の方法として、調査員又は検査員による「目視により確認する。」という形になっており、実質的に資格者の立会いが必要である。
- 調査・検査そのものを合理化・高度化するため、センサー技術等の新たに開発される技術のうち、調査・検査における活用可能性が検証できたものについては実用可能な仕組みを構築する必要がある。

○現行制度

- 定期調査・検査（建築物、昇降機、遊戯施設、建築設備、防火設備）において、「**目視により確認**する。」とされている調査・検査項目が多数存在する。

○改正案

- 定期調査・検査（建築物、昇降機、遊戯施設、建築設備、防火設備）において、「目視により確認する。」とされている調査・検査方法について新技術を活用することを可能とするため、「**目視又はこれに類する方法により確認**する。」と改正する。

※ 「これに類する方法」として、技術的助言又は「調査・検査業務基準」で赤外線装置・可視カメラ・センサー等の新技術を例示させる

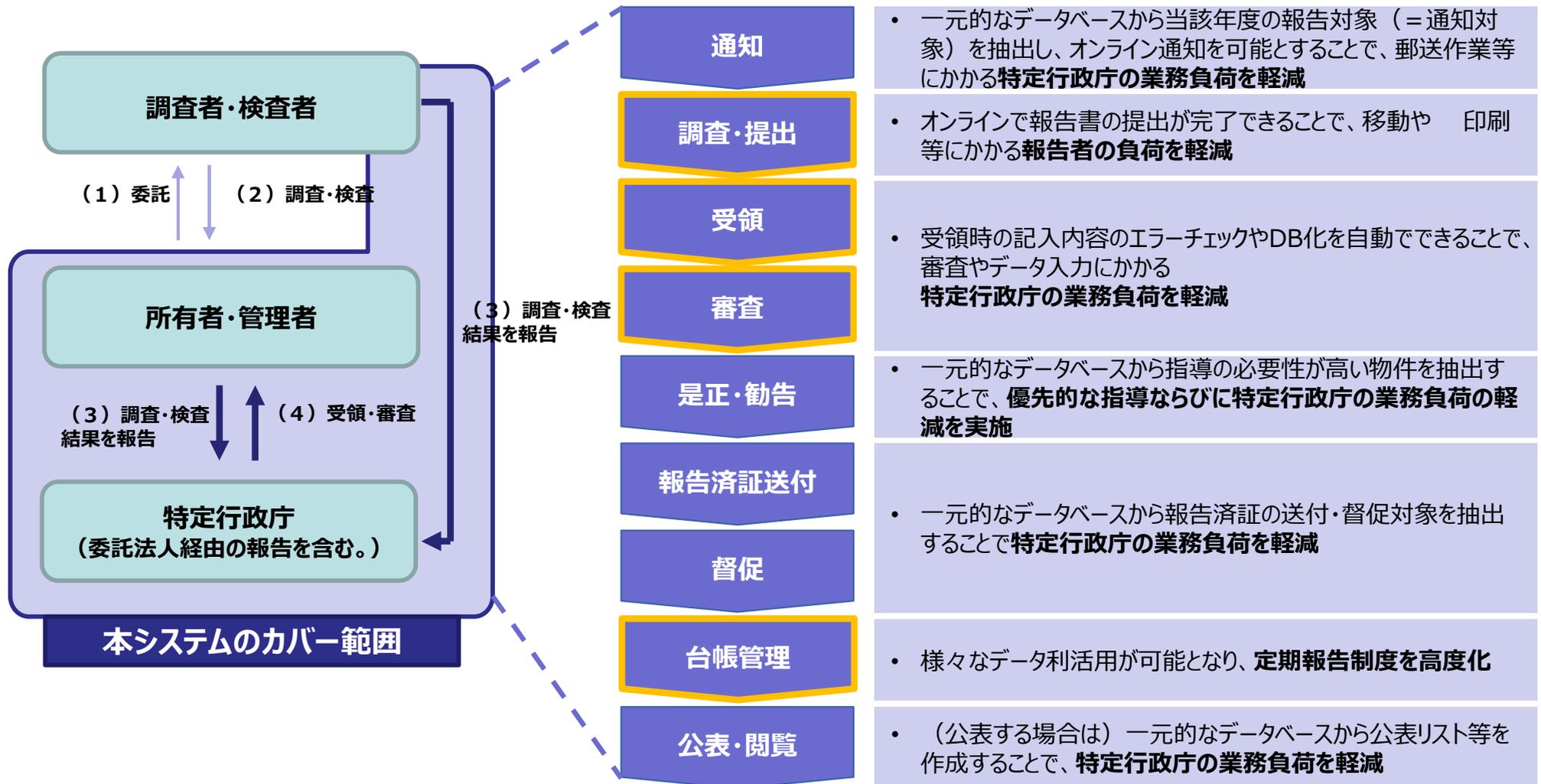
定期報告受付に係るシステムの共通仕様書

- 建築物等の定期報告のオンライン化を促進するため、特定行政庁等において報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した**共通仕様書**を作成し、公表（令和5年9月15日）

本システムのカバー範囲

機能ごとのシステム化メリット

最低限の機能として装備するもの



建築士事務所登録のオンライン化への取組について

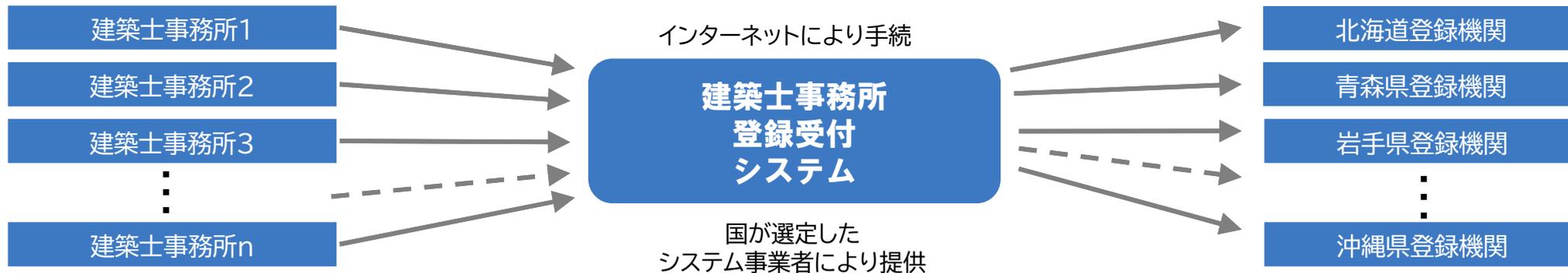
背景

令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」を行うことが決定されており、各都道府県の事務とされている建築士事務所における申請、届出等の一連の手続きにかかるオンライン化を推進している。

システム概要

- オンラインに係るシステムについて、国費で構築することにより、各都道府県の開発費は不要となる。
- オンラインに伴い、指定事務所登録機関（建築士事務所協会）では、窓口対応や入力事務が低減
- システムの操作は簡単で特段のスキルは不要、万一操作に困った場合に備えて電話サポート窓口も設置

▼新規登録等のオンライン化イメージ



オンライン化のメリット

申請者側

- インターネット環境のみでいつでもどこからでも申請が可能
- 一度登録をいただければ、新規申請～更新～廃業まで、一連の手続きがオンラインにより完結
- 不明点等はチャット機能により照会が可能になり、申請がより容易になる
- 役員や建築士のリストはCSV形式のファイルによりまとめて入力が可能のため、申請の手間を省略できる

審査側

- 申請件数や未処理件数の表示により、対応漏れを防止することが可能
- 入力チェック機能により、申請者の記載ミス等が軽減され、審査が容易に
- 別途管理されている登録者情報と自動で突合することが可能になり、手間を省略できる
- 書類は一定年数システムに保存されるため、提出した、しないのトラブル防止になる

施策の必要性

建築基準法に基づく構造方法等の認定に係る手続きについては、政府の計画において目標等が定められている。

デジタル・ガバメント実行計画 (R2.12.25閣議決定)
既にオンライン化を実現している行政手続きにおける更なる利便性の向上を図る行政手続等の対象事業の一つとされ、申請者等の意見を踏まえた改修等を行う。

規制改革実施計画 (R3.6.18閣議決定)
オンライン利用率を大胆に引き上げる取組の対象事業の一つとされ、オンライン利用率目標等を設定している。
37.5% (令和元年度) ⇒ 97.5% (令和7年2月)

現状・課題

○大臣認定に係る手続き（年間手続き数：3,452件（R元年度））について、申請者の利便性等の向上を図るとともに、認定事務の負担軽減、審査の効率化・迅速化を図るため、H30年度の予算で認定申請手続きのオンライン申請システムを構築。令和元年度より運用開始。

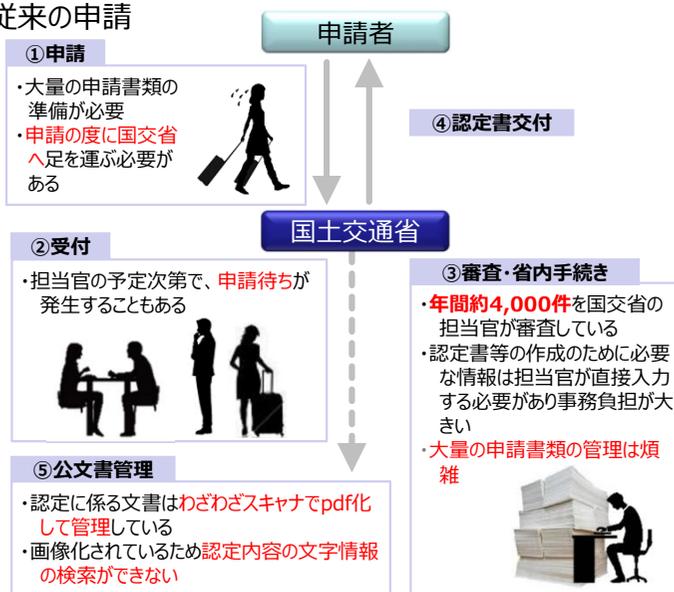
○一方で、オンライン申請手続き開始後も、申請書（鑑）（収入印紙付）は別途原本を郵送し、認定書は交付後印刷して郵送するなど完全なデジタル化に至っておらず、オンライン申請の利便性に課題。

- **オンライン利用率を向上させるため、オンライン申請の利便性向上が必要。**【規制改革実施計画】
- 具体的には、認定書の電子送付や、手数料納付方法を含む申請のあり方の検討等により、**完全デジタル化**を目指す。

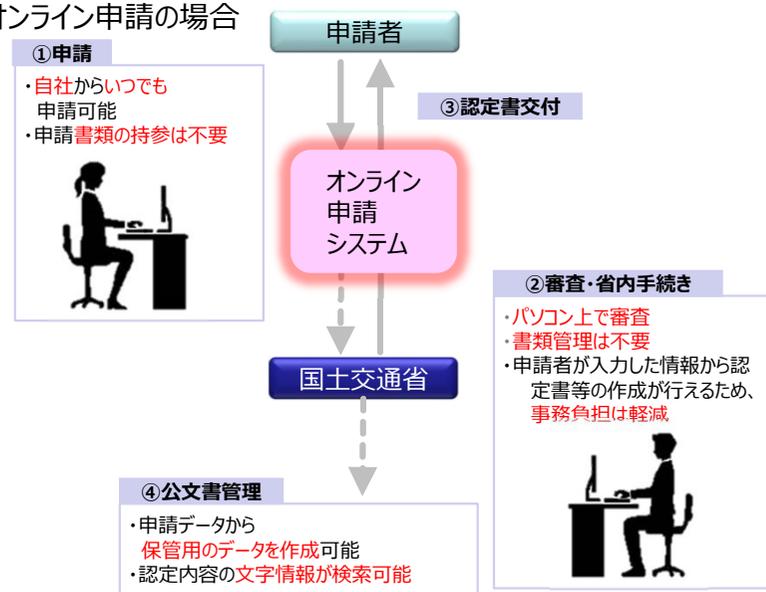
事業概要

平成30年度予算でオンライン申請システムの構築を行ったところであり、政府方針を踏まえた**オンライン利用率の向上、完全デジタル化等を推し進めるため、既存システムの運用・保守に加え、利用率の向上を図るための利便性向上に資する検討・改修**を行う。

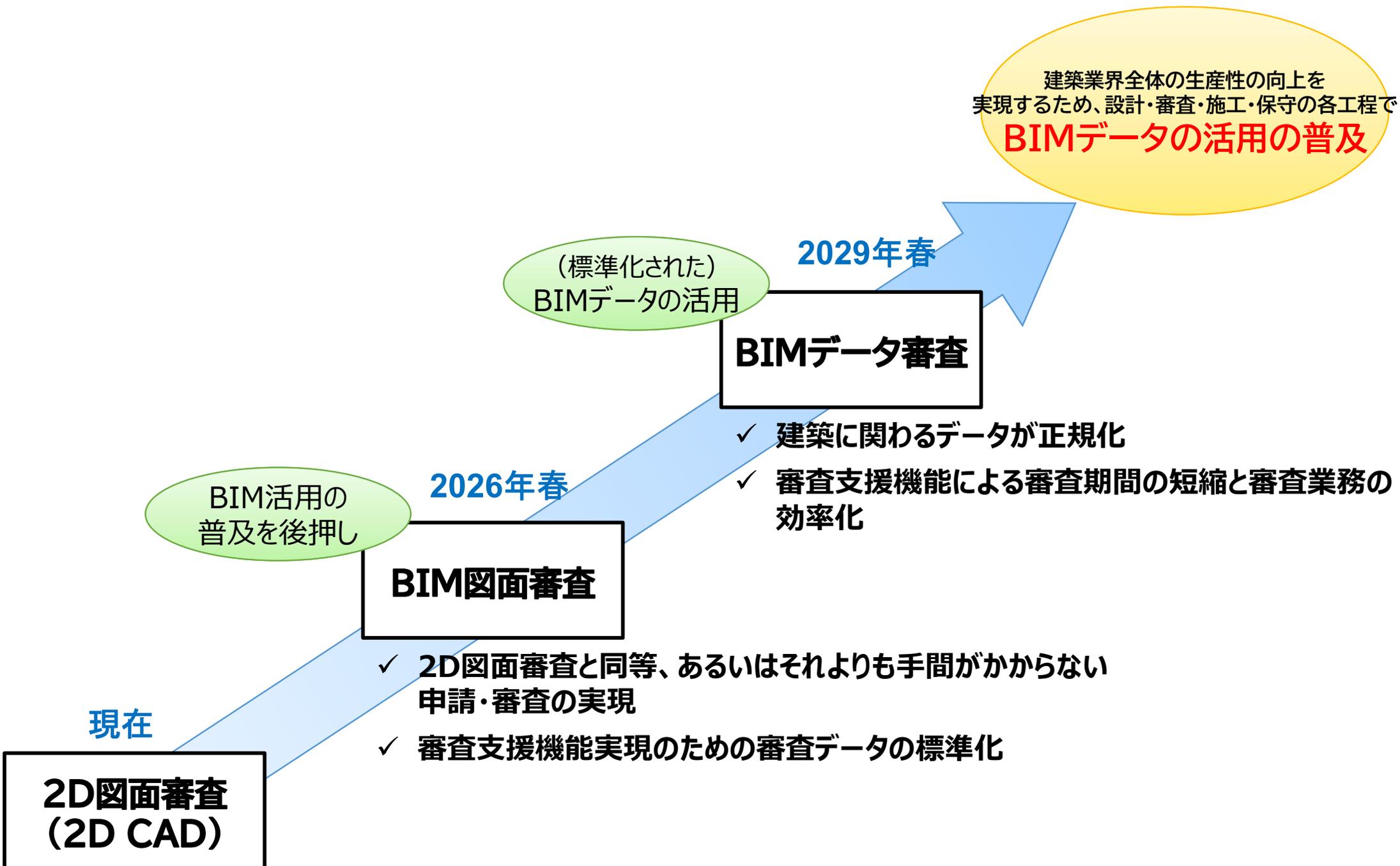
■ 従来の申請



■ オンライン申請の場合



BIMに係る取組について

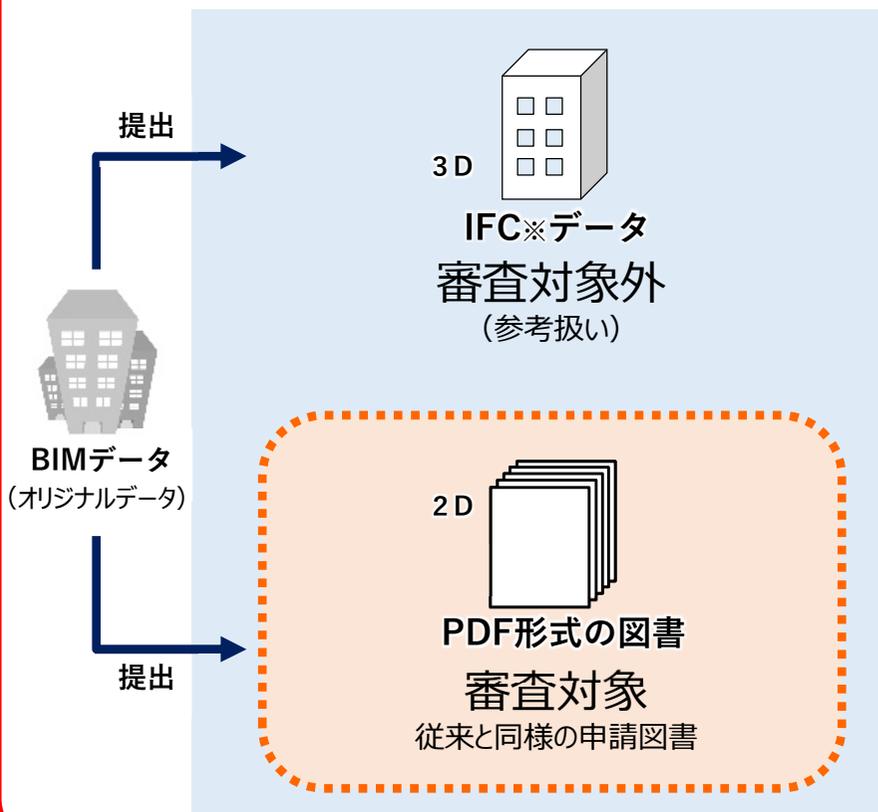


BIM図面審査

BIMデータから出力されたIFCデータとPDF形式の図書の提出により、図面間の整合チェックが不要となり、審査期間の短縮に寄与

2026年春
開始

2027年度
全国展開



※ IFC : BIMの共通ファイルフォーマット

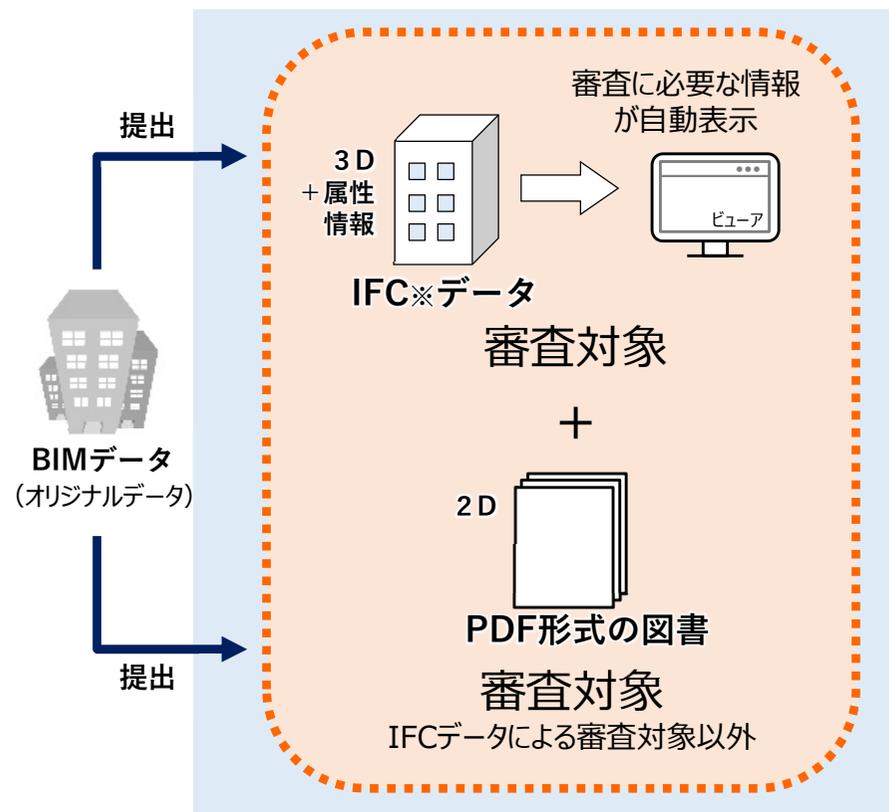
BIMデータ審査

IFCデータを審査に活用し、審査に必要な情報が自動表示されることにより、更なる審査の効率化（審査期間の更なる短縮）に寄与

2029年春

将来像

IFCデータを活用した
審査対象を順次拡大



■ : CDE上での提出範囲 □ (dashed) : 審査対象範囲

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進（GX）と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させることを目的として、「建築GX・DX推進事業」を創設する。

● 補助要件

＜BIM活用型＞

- 次の要件に該当する建築物であること。
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

＜LCA実施型＞

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、毎年度公表）
- 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと。

● 補助額等

＜BIM活用型＞

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

＜LCA実施型＞

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で補助
 - BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円
 - BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円
- ※ LCA算定に必要なCO2原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

